

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十三日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第十号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年九月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書及び第六号並びに第二項ただし書を削る。

第四条中「営業者」を「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に興行場法（昭和二十三年法律第三百二十七号）第一条第二項に規定する興行場営業の譲渡があつた場合における当該興行場営業を譲り受けた者に係るこの条例による改正前の興行場法施行条例第二条の規定の適用については、なお従前の例による。